



**投資信託
総合取引約款・規定集**

(平成28年1月版)

目 次

投資信託総合取引約款	1
投信自動積立規定	15
累積投資約款	19
外国證券取引口座約款（特別会員用）	23
特定口座約款	29
投資信託受益権振替決済口座管理約款	34

三井住友銀行

- D 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

- E 振替を行う日

- (3) 前記(2)Aの口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、前記(2)Cの提示は必要ありません。また、前記(2)Dについては、「振替先口座」を「投資家の振替決済口座」として提示してください。
- (5) 当行に投資信託受益権の買取を請求される場合、前記(1)から(4)までの手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があつたものとして取り扱います。

7 【他の口座管理機関への振替】

- (1) 当行は、投資家から申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、投資家から振替の申し出があつた銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、または、投資家に対して当行が債権（保証債権を含む）を有しております、「投資信託総合取引約款」9(5)に規定される事由が生じている場合、当行は振替の申し出を受け付けことがあります。
- (2) 前記(1)において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書により申込ください。

8 【質権の設定】

投資家の投資信託受益権について、質権を設定する場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続による振替処理により行います。

9 【抹消申請の委任】

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又は投資家の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、投資家から当行に対し社振法に基づく抹消の申請に関する手続の委任があつたものとし、当行は当該委任に基づき、投資家に代わって手続します。

10 【償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等】

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当行が投資家に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、あらかじめ定められた方法により、投資家の預金決済口座へ自動的に入金するか、または、投資信託総合取引約款もしくは累積投資約款にしたがって累積投資を行います。

11 【連絡事項】

- (1) 当行は、投資信託受益権について、次の事項を投資家に通知します。

- A 償還期限（償還期限がある場合に限ります。）

- B 残高照合のための報告

- (2) 前記(1)の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上通知します。